

# 「サービス統計の整備の推進方策に関する提言」のポイント

## 「サービス統計整備研究会」の開催

**研究会のミッション：**次の点において、平成21年経済センサス実施以降まで視野に入れた検討を実施

- 平成20年に実施する新たなサービス産業に関する動態調査の課題等について具体的な検討を行う。
- 今後のサービス統計の整備の在り方について検討を行う。

## サービス統計の整備の在り方について

サービス統計とは、サービス産業に関する統計をいう。

### 基本的考え方

- サービス産業の特性及びサービスの質を把握しうる統計の整備
- ニーズを踏まえた的確な整備
- 評価スキームの導入
- 限られたリソースを踏まえた計画的・段階的整備

### 具体的方策

調査実施者は次の点に留意するとともに、政策統括官（統計基準担当）の審査においてもこれを精査することが必要

#### 1 調査設計

調査実施者におけるユーザーニーズに沿った的確な調査の設計  
サービス産業の特性及びサービスの質の把握方法に関する検討  
機動的な調査の立案及び実施  
地域表章の必要性に関する検討

#### 2 見直しスキームの創設等

調査計画へのサンセット条項の導入  
新規調査創設時のスクラップ&ビルド原則の適用

#### 3 環境整備

全政府的な検討の場の創設  
サービス統計整備に係る工程表の策定  
定期的な実施状況の報告

#### 4 動態統計調査の整備

平成21年経済センサス実施後（平成23年度目処）までに段階的に検討

## 今後の検討課題

**次の点について、有識者を交えた検討の場を持つことが必要**

- サービス産業の特性並びにサービスの質及び価格の把握に関する方策の検討
- 調査設計の在り方に関する検討（目的に合致した適切な視点、調査事項、調査単位、統計単位等の設定）